

そろいろ通信 12月

社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



はや師走。毎年のことですが、この1年も本当にあつという間でした。今年は特に、息子の野球チームの父母会活動で週末もほとんどそちらに費やしたので、本当に忙しい1年でした。父母会活動も、あともう一息。

事務所の業務は、年末年始と慌ただしくなりますが、無事に年を越せるよう、がんばりたいと思います。

皆さまも、どうぞ良いお年をお迎えくださいませ。



しぐさで見抜く相手のホンネ



人との関わり方が繊細になってきている現代では、会ったときにいかに短い時間で相手の本心をつかみとれるかが、良好な人間関係を築くためにとても重要です。参考にしてみてください(^.^) (扶桑社文庫、匠 栄一監修から抜粋)

話の途中で突然早口になったら…？

一般的に早口の方は、頭の回転が速いといわれますが、それまで普通でしゃべっていた人が急に早口になった場合、その人には何か後ろめたいことがあると考えられます。ものごとをごまかしたり、ウソをついたりするときは無意識に焦ってしまい、短時間に多くの情報を伝達しようとする中で、不安な心を紛らわせようとしているのか、往々にして早口になる傾向があるようです。

商談の際にも、相手が急に早口になったら、何かしらマズイと思っていることがあると考えてもよいでしょう。その場合は、相手の話のウラを推測して聞いていくこともポイントになります。

★これで完璧！ 12月の事務



☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

11月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、12月10日までに納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

11月分の社会保険料・児童手当拠出金を 1月4日までに納付。

☆10月決算法人の確定申告と納税☆

10月決算法人の確定申告と納税、4月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 12月中の決算応答日までです。

☆賞与支払届☆

賞与が支給された場合には、5日以内に「被保険者賞与支払届」を年金事務所に提出します。たとえ「寸志」であっても、社会保険加入者には保険料がかかります。賞与支払届の対象にもなりますので、ご注意ください。



* 年末調整【生命保険料控除が変更】 *

年末調整の書類を回収し、年末調整業務をスタートしている会社様も多いかと思えます。今年から、生命保険料控除が変更になっています。書類の記入方法も、今までより細かくなっていますので、記入されている内容の確認が必要です。

- ①控除証明書をよく見て、旧契約と新契約を区別する。
- ②旧契約と新契約それぞれに、一般・介護・個人年金に分けて保険料を集計する。
- ③控除額は、旧・新それぞれの計算式で算出。
- ④一般・介護・個人年金のそれぞれの控除額を合計する。

控除証明書の内容を間違えないように、申告書の記載欄に従って記入していけば正しく算出されるようになっていきますので、丁寧に確認していくことが大切です。

* 保険種類に、介護、年金となっても、介護保険料控除・個人年金保険料控除の対象契約になっていない（つまり、一般保険料控除）こともありますので、証明内容をよく確認することが大切です。

未成年者をアルバイトで使う場合の留意点

秋から冬にかけて進路が決まった高校生が、卒業までの間、アルバイトをすることも多いようです。年末年始の繁忙期に未成年者をアルバイトとして雇う場合、どんなことに注意すればよいのか、まとめてみました。

年齢によって、以下のように区別しています。高校生アルバイトは、「年少者」にあたります。

- ・未成年者…満20歳未満の者。労働関係の法律は適用され、大きな就業上の規制はない。
- ・年少者…満18歳未満の者。手厚い保護が必要なため、一定の規制がかけられている。
- ・児童…満15歳到達年度の末日（要するに中学を卒業する3月31日）までの者。体力的・精神的にも未熟で、義務教育期間中であるため学業が優先。強い規制がかけられている。

●労働契約の締結

未成年者であっても、その親と契約を結ぶことはできず、あくまで本人と結ぶことになります。ただし、親権者または後見人の同意を得ることが必要です。

●年齢を証明する書面の備え付け

年齢を証明する書面として「住民票記載事項証明書」が一般的ですが、それを会社に備え付けておかなければなりません。

●危険業務の禁止

年少者に、安全上・衛生上・福祉上有害な業務に就かせることは禁止されています。

●法定労働時間を超えることはできない

年少者については、法定労働時間（1日8時間、1週間40時間）を超えて労働させることはできません。

●夜10時以降、法定休日の勤務は禁止

年少者については、午後10時以降に働かせてはいけません。また法定休日（週1日の休日）に働かせてはいけません。

●賃金は直接本人に

労働契約により得られる賃金は、その本人に支払わなければならない、親権者や後見人に支払うことはできません。また、最低賃金の額を下回った設定にはできません。

●責任感を意識させる

アルバイトという身分を気楽に考え、遅刻や無断欠勤などをするような責任感のない労働者の中にはいます。こういった場合には、将来のことも考えて、厳しく指導してやる必要があります。

特に労働時間について規制がかなりかけられていますが、例外もあります。具体的に雇うというお話ができた場合には、事前に確認をしていただくとよいと思います。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

